

社会福祉法人北桑会 評議員並びに役員にかかる報酬 及び旅費（費用）に関する規程

（目的・意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人北桑会の評議員並びに役員の報酬、旅費（費用）等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- 3 役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- 4 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 5 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- 6 報酬等とは、報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- 7 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 評議員並びに役員の報酬については、その地位にあることのみによっては支給しない。また、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬額）

第4条 評議員の報酬は1人当たりの各年度の総額が5万円を越えない範囲とする。

- 2 役員の報酬は1人当たりの各年度の総額が10万円を越えない範囲とする。
- 3 前項の定めるところにより評議員及び役員が評議員会・理事会・監事監査等の業務に出席した場合は次の別表1の（1）、（2）の報酬額を支給する。

（別表1）

（1）評議員

	日 額（1日につき）
評議員会等への出席	10,000 円（税別）

*ただし1人当たりの各年度の総額が5万円を越えない範囲とする。

(2) 理事・監事

	日 額 (1日につき)
評議員会・理事会・監事監査等への出席	10,000 円 (税別)

*ただし1人当たりの各年度の総額が10万円を越えない範囲とする。

(交通費 (費用) の額)

第 5 条 評議員並びに役員が評議員会、役員会、監事監査等の業務に出席した場合は自宅から会場までの距離に基づき、次の別表 2 (1) の基準により算定した金額を交通費として支給する。

ただし、自宅から会場までの片道距離が 2Km 未満の場合、交通費は支給しないものとする。

(別表 2)

(1) 交通費 (費用)

区分 (交通用具)	(自家用車・自転車等)	交通機関利用 実費
	(1 kmにつき)	
評議員・役員	30 円	

ただし支給する交通費は 1 回あたり 20,000 円を上限とする。

(費用弁償)

第 6 条 評議員並びに役員の前条以外の研修、委員会活動等については、その活動に関わる実費を勘案し、理事長が決定する。

(旅費等)

第 7 条 評議員並びに役員が活動のため、出張命令を受けて出張する場合は、別表 3 に基づき旅費並びに旅費日当を支給する。

(別表 3)

出張等にかかる車賃・日当及び宿泊料

区分	車 賃	旅費日当	その他 交通費等	宿泊料
	(自家用車・自転車等)	(1日につき)		
評議員・役員	30 円	5,000 円 (非課税)	実費	実費

備考

- 1 自家用自動車等を利用する場合は、事前に理事長の承認を得ること。

附則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日改正し施行する。